

事務所概要申告票

統一様式-②

事務所概要申告票

議員名

庄波一

1. 物件の所在

| | |
|------|-----------------------------|
| 住所 | 沖縄県南城市大里字仲間592-1 城間アリオ(101) |
| 電話番号 | 098-943-5829 |

2. 所有区分

| |
|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 |
| <input type="checkbox"/> 自己所有物件 |

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 貸借事務所 |
| ・賃貸借契約先 [] |
| ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 |
| ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別 |

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

庄波一



賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名

座波 一

1. 事務所の状況

住所

沖縄県南城市大里字仲間592-1城間アパート101号

(事務所の外観)

(事務所の内観)

事務所外観の
全景写真を添付

事務所内観の
写真を添付

(事務スペース、事務用備品等
の事務所としての機能を有して
いることが確認できるもの)

2. 充当割合とその説明

充当割合

全額充当

充当割合の説明 :

当該事務所は、政務活動のみに使用するため 全額充当

(関係経費)

| | | |
|--------|--------|---------|
| 家賃(月額) | 60,000 | 円 |
| その他 | 共益費 | 1,000 円 |
| | | 円 |

(充当額)

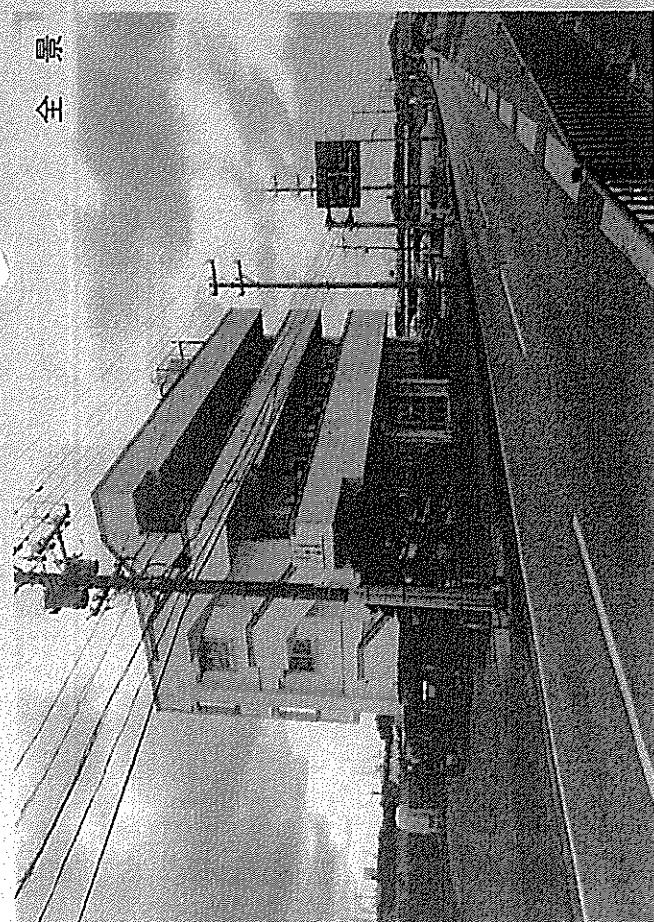
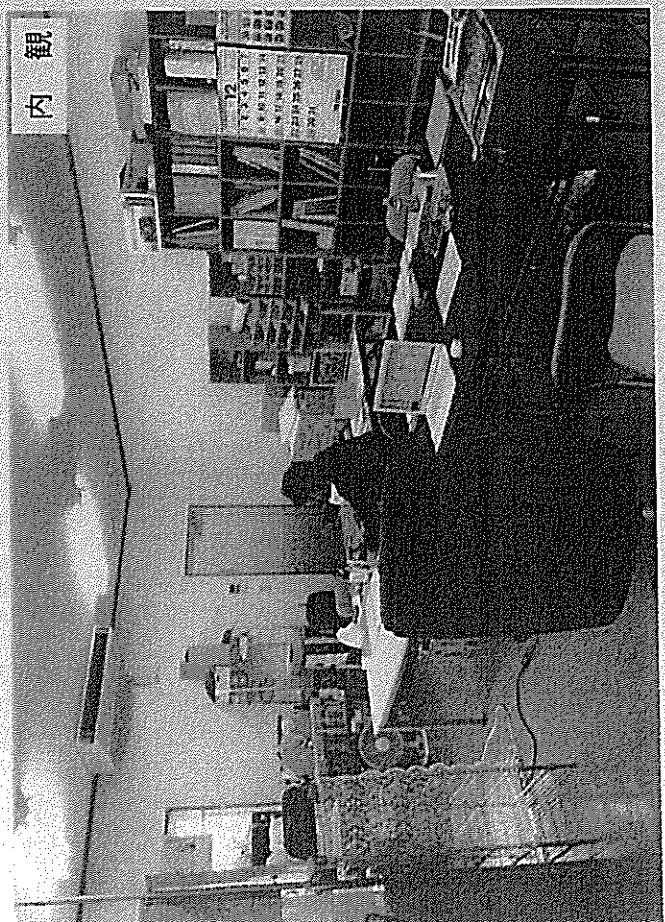
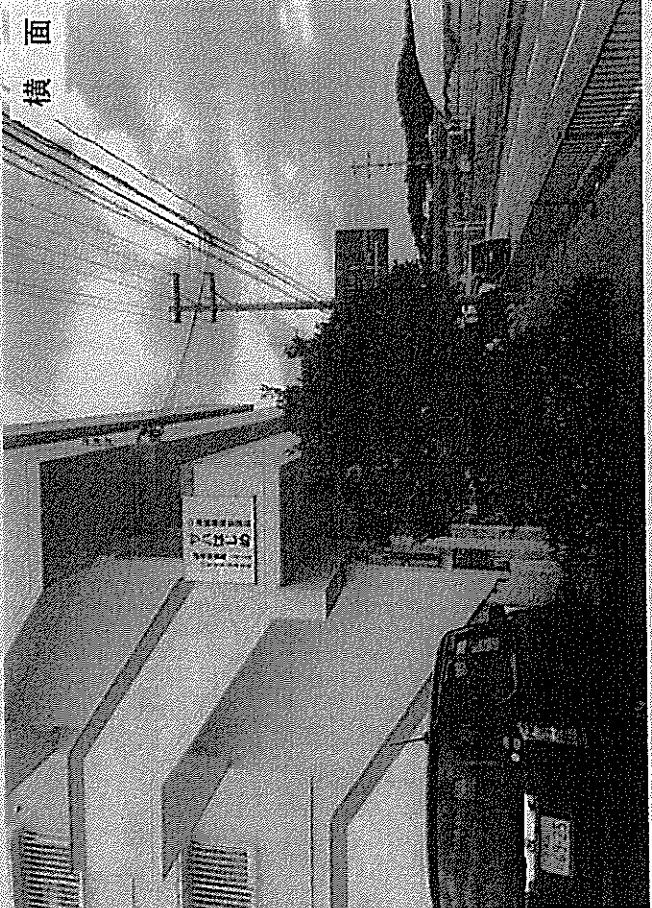
| | | |
|--------|--------|---------|
| 家賃(月額) | 60,000 | 円 |
| その他 | 共益費 | 1,000 円 |
| | | 円 |

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員



事務所費



貸室賃貸借契約書

自 平成 29 年 6 月 1 日

契約期間

至 平成 32 年 7 月 末日

賃貸人

様

賃借人

座 波

様

貸室賃貸借契約書

平成29年6月1日賃貸人 [REDACTED] (以下甲といふ)は、末尾記載の物件を
座波二 (以下乙といふ)に賃貸し、乙はこれを賃借することを約し、以下の条項による賃貸借契約を締結する。

本契約の成立に伴い署名・押印のうえ、本書式通を作成し各自寄通を所持する。

(使用目的)

第1条 乙は賃借物件を事務所として使用し、その他の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は平成29年6月1日より平成32年7月末日までの期間とする。但し契約期間満了時において特段の事由のない限り更新することができる。乙の事由による解約の申し出は審査月前、又は申出の日より向こう審査月分の賃料を支払い即実にて解約できるものとする。

(賃料及び共益費)

第3条 賃料は月額金六万円、共益費1,000円とし毎月5日まで当月分として甲の指定する方法により支払う。賃料は契約期間中であっても経済事情の変動、土地若しくは建物に対する公租公課、消費税負担の増減、又は近隣建物の賃料と比較して不相当となったときは当事者において増減を請求することができる。

(賃料金)

第4条 乙は前条の賃料の他に付加使用料として電気・水道・ガス料金等その他使用上乙の負担となるべき諸経費を負担しなければならない。

(保証金)

第5条 本契約は、乙が同建物202号室から101号室への転居のための契約である為本建物202号室(契約期間4年)の契約期間残存期間を再契約する。保証金は甲乙合議のうえ、202号室保証金清算金残金25,600(預り金68,800-修復費用48,000)は乙へ返還せず、甲にて預かる(101号室退去時の修復費用とするため)
1. この保証金は期間を問わず返還はしない。従つて、乙がこれを賃料に充当するよう請求することはできない。
2. 甲は、乙の債務不履行があれば甲が受けた損害金その他、乙の負担金を保証金から充当することができる。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は本契約における乙の債務(損害賠償を含む)を保証し、連帯して債務の履行を負うことを約した。

2. 乙は連帯保証人に債務を保証する能力を失う事が発生した場合、甲へ通知し指示を受けなければならない。

(内装等)

第7条 乙は本件店舗の内装、調度品、照明器具、冷暖房機器、厨房機器その他の設備に着き、引渡しを受けた際の原状のまま、これを利用する。

2. 設備等に関する権利は、すべて甲に属するものとし、乙は設備変更に関して甲に対し必要費ないし有益費の償還請求権、造作買取請求権をの他いかなる名目における請求権も有しない。
3. 乙は本件店舗を甲に対して明け渡す際には、内装その他の設備につき、甲の許可に基づいて変更を加えた際の原状を回復するものとする。

(禁止事項)

第8条 乙は次の行為をしてはならない

1. 貸借物件の用度変更
2. 貸借権の譲渡（担保提供、その他これに準ずる場合を含む）
3. 貸借物件の転貸等（共同使用、その他これに準ずる場合を含む）名義の如何を問わず事實上第三者の使用に供すること
4. 爆発物、発火の恐れのあるもの等、危険物、不潔、悪臭その他他人の迷惑となる物品の持ち込み。
5. 重量物、崇高物の搬入。

(損害賠償)

第9条 乙又はその使用人が貸借物件並びに其用部分を毀損又は滅失したとき、乙は甲に対し直ぐにその旨を通知し、これら修復に要する費用の損害賠償をしなければならない。

(造作加工の承諾)

第10条 乙は本物件に造作、模様替え等原状を変更する工事を行おうとするときは甲に対し予めその設計図を呈示して承諾を得る事を要する。

(立ち入り)

第11条 甲は建物の保全、防火、救護等に関し必要あるときは無断で賃貸物件に立ち入り必要な措置をする事ができる。乙は甲に協力しなければならない。

(催告無しの契約解除)

第12条 乙が次の一つに該当するときは、甲は何等通知、催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料などの支払いを怠ったとき。
2. 乙または、その使用人が故意又は過失により賃借物件を著しく毀損又は賃借物件内で火災を発生せしめたとき。
3. 無断で賃借物件から退去したとき、又は正当な事由なく壱ヶ月以上賃貸物件を

使用しないとき。

4. その他本契約の条項に違反したとき。

(賃借人の解約の申し入れ)

第13条 乙は甲に対し、壹ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができ。但し、予告に代え、向こう壹ヶ月分の賃料相当額を支払い、即時に解約することができる。

(明け渡し)

第14条 本契約が期間満了、解約、解除その他事由の如何を問わず終了したときは乙は次に従つて賃借物件を甲に明け渡さなければならない。

1. 乙において付加した造作（看板などを含む）。その他の物品は、乙において収去し、賃借物件を原状に回復すること。乙がこの回復工事を行わないときは甲においてこれを回復しその費用は乙が負担する。
2. 明け渡し後乙の所有物が本建物内（外）に放置され甲の指定する期限内を超過しても乙において搬出しない場合、甲はその物品等を搬出、処分することができる。その費用は乙の負担とし乙は請求に応じなければならない。
3. 賃貸借契約終了後、本物件を明け渡さないときは、乙は契約終了の翌日より明け渡しに至るまでの賃料及び付加使用料相当額の損害金を支払うのは勿論、その為に甲が特別の損害を受けたときはその損害金を賠償する。

(移転料の不請求)

第15条 乙の明け渡しに際し、甲の責めによる場合でなければ乙は甲に対し、移転料（立ち退き料）等は一切請求できないものとする。

(本契約に関する紛争)

第16条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じたときは甲の居住地の裁判所を管轄裁判所とすることを甲及び乙は予め合意する。

(特約条項)

第1条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとし、乙は賃室を明け渡さなければならない。

- (1) 乙が暴力団及び反社会的構成員と判明したとき。
- (2) 本賃室、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、提灯、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは撤入したとき。
- (3) 暴力団以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
- (4) 乙またはその関係者が本物件内、共用部分その他本物件に近隣する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして他の入居者、管理者、出入り者に迷惑、不安感、不快感をあたえたとき。

事務所費

鍵の引渡し 本 平成 29 年 月 日 受領サイン _____

*入居時(及び退去時)下記の供給機関へ開栓(又は閉栓)手続き(使用者名義登録)
をお願い致します。

電気 : 沖縄電力 与那原営業所 0120-586-390

水道 : 南城市水道事業 098-946-8993

ガス : マルヰガス 098-994-3410

家賃のお振込先 (毎月 5 日までに) 每月 5 日口座振替も可

琉球銀行

沖縄大地 具志堅 操

物 件 表 示

所在地 南城市大里字仲間 592 番地 1
 名 称 城間アパート 1階 101号室
 構 造 鋼筋コンクリート造 陸屋根葺き 3階建の1階
 目的物件 床面積 約 14坪
 駐車場 1台 二台目以降有料 (一台につき 8,000 円)

以上
平成29年5月31日

貸貸人 氏名

賃借人 住 所

氏 名

連絡先

連帯保証人住 所

氏 名

連絡先

管理人 宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(3) 第1347号

住 所 南風原町字与那覇146番地1

名 称 沖縄大地

代表 具志堅操

宅地建物取引主任

電 話 888-0002 FAX 888-0081

事務所費

この度は、ご予約頂きましたことをお詫びいたします。

物件名

R.C. 建物

階

号室

入居者名

様

契約者

| | | |
|-----|--------|--------|
| | 6 月分 | 円 |
| 家賃 | 三ヶ月家賃 | 60,000 |
| 共益費 | | 1,000 |
| 駐車料 | | 0 |
| 礼金 | | 0 |
| 保証金 | | 0 |
| 手 計 | 61,000 | 円 |

| | | |
|-----|--------|--------|
| | 6 月分 | 円 |
| 家賃 | 三ヶ月家賃 | 60,000 |
| 共益費 | 三ヶ月 | 1,000 |
| 駐車料 | 三ヶ月 | 0 |
| 礼金 | 三ヶ月 | 0 |
| 保証金 | 三ヶ月 | 0 |
| 手 計 | 61,000 | 円 |

* 契約時には、下記の書類を御準備願います。

| 書類 | 認可 | 本人 |
|-----------|----|----|
| 住民票 | 印鑑 | 通帳 |
| 印鑑 | 認印 | 印鑑 |
| 印鑑証明 | | |
| 勤続印鑑登録証 | | |
| 上記口座の断り | | |
| 内金預かり証 | | |
| 自動車登録証の写し | | |
| 支店 | | |
| 支店 | | |
| 支店 | | |

TEL 888-0002

FAX 888-0001

| | | |
|----|----|----|
| 支店 | 支店 | 支店 |
| 支店 | 支店 | 支店 |
| 支店 | 支店 | 支店 |

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

| 日付 | 使途内容 | 支出額 | 充当割合 | 充当額 |
|----------|------------------------|---------|------|---------|
| 4/25 | 電話料金4月分(固定電話+インターネット) | 7,568 | 全額 | 7,568 |
| 5/30 | 電話料金5月分(固定電話+インターネット) | 7,579 | 全額 | 7,579 |
| 6/27 | 電話料金6月分(固定電話+インターネット) | 7,623 | 全額 | 7,623 |
| 7/29 | 電話料金7月分(固定電話+インターネット) | 7,596 | 全額 | 7,596 |
| 8/29 | 電話料金8月分(固定電話+インターネット) | 7,596 | 全額 | 7,596 |
| 9/29 | 電話料金9月分(固定電話+インターネット) | 7,442 | 全額 | 7,442 |
| 10/28 | 電話料金10月分(固定電話+インターネット) | 7,530 | 全額 | 7,530 |
| 11/29 | 電話料金11月分(固定電話+インターネット) | 7,898 | 全額 | 7,898 |
| 12/29 | 電話料金12月分(固定電話+インターネット) | 7,411 | 全額 | 7,411 |
| 1/30 | 電話料金1月分(固定電話+インターネット) | 7,752 | 全額 | 7,752 |
| 2/27 | 電話料金2月分(固定電話+インターネット) | 7,550 | 全額 | 7,550 |
| 3/30 | 電話料金3月分(固定電話+インターネット) | 7,741 | 全額 | 7,741 |
| 5/25 | 携帯電話・iPad使用料 4月分 | 11,047 | 1/2 | 5,523 |
| 6/26 | 携帯電話・iPad使用料 5月分 | 11,554 | 1/2 | 5,777 |
| 7/25 | 携帯電話・iPad使用料 6月分 | 11,603 | 1/2 | 5,801 |
| 8/25 | 携帯電話・iPad使用料 7月分 | 13,739 | 1/2 | 6,869 |
| 9/25 | 携帯電話・iPad使用料 8月分 | 11,731 | 1/2 | 5,865 |
| 10/25 | 携帯電話・iPad使用料 9月分 | 11,551 | 1/2 | 5,775 |
| 11/27 | 携帯電話・iPad使用料 10月分 | 11,574 | 1/2 | 5,787 |
| 12/25 | 携帯電話・iPad使用料 11月分 | 11,580 | 1/2 | 5,790 |
| 1/25 | 携帯電話・iPad使用料 12月分 | 11,193 | 1/2 | 5,596 |
| 2/26 | 携帯電話・iPad使用料 1月分 | 9,539 | 1/2 | 4,769 |
| 3/25 | 携帯電話・iPad使用料 2月分 | 16,400 | 1/2 | 8,200 |
| 6/12 | コピー機(リース代)4月分 | 8,259 | 全額 | 8,259 |
| 7/10 | コピー機(リース代)5月分 | 2,805 | 全額 | 2,805 |
| 8/10 | コピー機(リース代)6月分 | 2,805 | 全額 | 2,805 |
| 9/11 | コピー機(リース代)7月分 | 2,805 | 全額 | 2,805 |
| 10/10 | コピー機(リース代)8月分 | 2,805 | 全額 | 2,805 |
| 11/10 | コピー機(リース代)9月分 | 2,805 | 全額 | 2,805 |
| 12/11 | コピー機(リース代)10月分 | 3,041 | 全額 | 3,041 |
| 2/13 | コピー機(リース代)11月分 | 147,975 | その他 | 2,805 |
| 3/11 | コピー機(リース代)12月分 | 57,277 | その他 | 2,805 |
| 4/10 | コピー機(リース代)1月分 | 6,921 | その他 | 2,805 |
| 事務費 充当合計 | | | | 190,778 |